**島ちゅチャレンジ応援事業　補助事業者の遵守事項確認書**

奄美群島広域事務組合（以下「当組合」という）が実施する「民間チャレンジ支援事業（以下「本事業」という）の交付決定を受け、助成金を活用した事業（以下「補助事業」という）を実施する者（以下「補助事業者」という）は、その実施にあたり以下の事項を遵守する。

１．補助事業者は、当組合が定める「奄美群島補助金等交付規則」及び「令和５年度奄美群島民間チャレンジ支援事業募集要項」の規定、並びに補助金の交付決定に際して付した条件その他関係する法令・規則に基づく当組合の指示に従い、責任者としての注意をもって補助事業の実施にあたること。

２．補助事業者は、補助事業において取得した機械設備及び備品、又は効用の増加した財産について、事業完了の翌年度から起算して５年間は当組合の所有財産となることに留意し、上記の規定に基づき管理責任者としての注意をもって、事業完了後も適切な管理を行うこと。

３．交付決定後、当組合による事業進捗状況確認等の中間検査を実施する際には、資料の提出や事業内容に関する聞き取り、現場での状況確認等について協力し、補助事業の実施内容及び補助事業者の所在地や事業経営等の現況に変更が生じた際は速やかに当組合へ報告の上、指示に従うこと。

４．補助事業の実施に係る経理については、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等、事業に要した経費等の資料を事業完了の翌年度から起算して５年間に渡り適切に管理・保存すること。

５．補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図ること。取得財産等管理台帳を備え、管理すること。

６．補助事業完了後、補助事業の継続状況や収益状況について当組合が調査を求める際には、調査票への回答や資料の提出、及び事業状況の聞き取りや事業実施場所への立ち入り調査等、事業経過の把握に係る各種調査に協力すること。

７．補助事業の実施について、上記事項の他関連する法令・規則の規定から逸脱し、適正な事業実施が認められないときには交付決定の取り消し又は補助金の全部もしくは一部の返還を求める場合があることに留意し、補助事業の適正な実施に務めること。

上記の事項について確認し、その規定及び関係法令・規則を遵守の上、適正な事業実施に務めることを誓約致します。

令和　年　　月　　日

奄美群島広域事務組合管理者　安田　壮平　殿

|  |
| --- |
| 補助事業者 |
| 住 　　 所 |
| 事業者名 |
| 代表者署名 |